

第7回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成27年1月30日（金） 午後1時30分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 13名

1 番 百 々 英 夫

2 番 小 田 原 憲 一

3 番 永 洞 忠 志

4 番 穴 吹 栄

5 番 白 川 俊 明

6 番 新 井 功 仁 恵

7 番 橋 場 和 幸

8 番 嵯 峨 弘 巳

9 番 松 家 忠 夫

10 番 白 川 英 之

11 番 谷 口 正 明

12 番 堀 金 澄 恵

13 番 梅 原 順 一

4. 出席職員 3名

事務局長 上 田 幸 作

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 山 正 教

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第 7 報告第2号 農地法第18条の規定による合意解約について

日程第 8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 9 議案第2号 不動産取得税徴収猶予に関する証明について

日程第10 議案第3号 平成27年浜中町農業委員会委員選挙人名簿の調製について

日程第11 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第7回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ13名であります。

よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長

年が明けて初めての総会でございますが、皆さん、今年もよろしくお願いいたします。本日は、10時の開催を予定しておりましたが、第一地区の葬儀ということで、急きょ午後からの会議になりましたけれども、委員全員の御出席をいただきまして大変ありがとうございます。

また、第6回総会の折には、職務代理をはじめ委員の皆様方、事務局には大変御迷惑をおかけしました。さらに、堀金委員につきましては、再度出張の対応をいただきありがとうございました。

私も体調の方は戻っておりますものの、まだ気持ちの方で不安な部分がございます。今後とも皆様方の御指導、御協力をいただき、業務を取り進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、昨年末には衆議院の解散総選挙が行われました。自民党の圧勝で終わり、再度安倍内閣がスタートしました。また、今年の初めからは、農業、農協改革関連のニュースがテレビ新聞等で報道されてございます。26日には通常国会も開催され、それぞれ論議が繰り広げられており、農業改革にあわせて農業委員会の組織の見直しも議論されているようでございます。

例えば、農業委員の公選制の廃止に伴う選任委員の一元化、農業団体等からの推薦廃止にあわせた委員数の削減、農地利用推進委員の設置、行政庁への建議等の廃止、農地制度の見直し等が農協の改革と並行して協議がされているようでございます。

詳しい中身につきましては、今後それぞれ要項等が示されると思いますけれども、複雑な農地集積業務が加わってくるようでございますから、今後ともどのようなようになっていくかを注視していきたいと思っております。

いずれにしても、それぞれ身近な課題について、できるだけ多く解決をしていきたいと思っておりますので、皆様にはよろしくお願い申し上げまして、開会にあつての挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

本日は大変御苦労さまです。

それでは日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、10番白川英之委員、12番堀金澄恵委員を指名いたします。

	続いて日程第４ 会期の決定を議題といたします。 本総会の会期は、本日１日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、本総会の会期は、本日１日と決定いたしました。 日程第５ 会務報告をいたします。事務局より報告させます。
事 務 局 長	(会務報告あるも省略)
議 長	事務局より報告が終わりました。 ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。
各 委 員	(なしの声)
議 長	ないようなので、これで、会務報告を終了します。 日程第６ 報告第１号 農地法第３条の３第１項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	農地法第３条の３第１項の規定による届出について、報告の内容を御説明申し上げます。 農地法第３条の３第１項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第３条第１項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。 本件は、１件の届出であります、 整理番号１の届出人は、釧路市武佐２丁目〇〇番〇〇号、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地について、相続により所有権の取得をしたものでございます。 今回の届出により取得した農地は合計〇〇筆で、面積は〇〇万〇、〇〇〇㎡、権利を取得した日は平成〇〇年〇月〇〇日であります。 以上、本人からの届出に基づき、御報告申し上げますので、御承認いただきま

		すよう、よろしくお願いいたします。
議	長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、採決いたします。 本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり承認されました。
		日程第7 報告第2号農地法第18条の規定による合意解約についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長		報告第2号農地法第18条の規定による合意解約について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農地法第18条第1項及び第2項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」と規定されております。 また、同条第6項の規定では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」とされております。 本案は以上の規定に該当するものでありますが、整理番号1は、茶内西4線〇番地、〇〇〇〇氏の相続人であります〇〇 〇氏を貸主、茶内西4線〇〇番地、〇〇〇〇氏を借主とする農用地賃貸借契約の合意解約に係るもので、契約期間は、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われていたものであります。 以上、御報告申し上げますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから、報告第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、採決いたします。 本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり承認されました。
事 務 局 長	日程第8 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
	農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。
	本案は、賃貸借権の設定に伴う8件の許可申請であります。整理番号1の貸主は、茶内西4線〇番地、〇〇 〇氏、対象地は茶内西4線〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡でございますが、この土地を、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定をしようとするものであります。
	次に、整理番号2から7につきましては、茶内西13線〇〇番地、〇〇〇〇〇氏を貸主とする周辺農家との賃貸借契約であります。整理番号2の対象地は、茶内西12線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を、茶内西13線〇〇番地、〇〇〇〇氏に権利の設定をしようとするものであります。
	次に整理番号3の対象地は、茶内西15線〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡でございますが、この土地を、茶内西14線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に権利の設定をしようとするものであります。
	次に整理番号4の対象地は、茶内東1線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡でございますが、この土地を、茶内東1線〇〇〇番地、〇〇 〇氏に権利の設

定をしようとするものであります。

次に整理番号5の対象地は、茶内西12線〇〇〇番の内、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡でございますが、この土地を、茶内西14線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に権利の設定をしようとするものであります。

次に整理番号6の対象地は、茶内西13線〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡でございますが、この土地を、茶内西13線〇〇番地、〇〇〇〇〇氏に権利の設定をしようとするものであります。

次に整理番号7の対象地は、茶内西13線〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございますが、この土地を、茶内西13線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇に権利の設定をしようとするものであります。

次に整理番号8の貸主は、札幌市白石区東札幌1条3丁目〇ー〇〇、〇〇〇〇〇氏、対象地は茶内西12線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡でございますが、この土地を、茶内西13線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏へ賃貸借による権利の設定をしようとするものであります。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農 地 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、地区担当委員より補足説明を受けます。
まず、整理番号1について、8番嵯峨委員、お願いします。

嵯 峨 委 員

(補足説明あるも省略)

議 長

ありがとうございました。
次に、整理番号2から8について、4番穴吹委員、お願いします。

穴 吹 委 員

(補足説明あるも省略)

議 長

ありがとうございました。
これから、議案第1号の質疑を行います。整理番号1については、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、私と〇〇〇〇委員が議事参与の制限に

	該当しますので、ここで退席いたします。 その間の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしくお願いいたします。 (会長、〇〇〇〇委員退席、退室)
職 務 代 理	引き続き、会議を行います。 これから、議案第 1 号、整理番号 1 の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
職 務 代 理	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号 1 を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
職 務 代 理	異議なしと認めます。 よって、整理番号 1 は、原案のとおり可決されました。 (会長、〇〇〇〇委員入室、着席)
議 長	引き続き、会議を行います。 これから、議案第 1 号、整理番号 2 から順に質疑を行います。 まず、整理番号 2 の質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号 3 の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号 4 の質疑を行います。質疑ありませんか。

各	委	員	(質疑なしの声)
議		長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号５の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委	員	(質疑なしの声)
議		長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号６の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委	員	(質疑なしの声)
議		長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号７の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委	員	(質疑なしの声)
議		長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号８の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委	員	(質疑なしの声)
議		長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号２から順に採決いたします。 お諮りします。 整理番号２は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委	員	(異議なしの声)
議		長	異議なしと認めます。 よって、整理番号２は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号３を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委	員	(異議なしの声)
議		長	異議なしと認めます。

		よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号4を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号5を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号6を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号7を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号8を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号8は、原案のとおり可決されました。

		日程第9 議案第2号不動産取得税徴収猶予に関する証明についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長		議案第2号不動産取得税徴収猶予に関する証明について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農地の生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予制度は、地方税法附則第12条第1項で規定されており、贈与や相続による農地の細分化を防止するとともに、農業後継者の経営基盤を守るために設けられたものでありますが、 制度の概要につきましては、「農地を営む個人が、推定相続人の1人の者に、農地の全部及び採草放牧地の3分の2以上並びに準農地の3分の2以上を贈与した場合には、その贈与を受けた者に課税される不動産取得税について、一定の要件により徴収を猶予し、贈与者又は受贈者が死亡した場合には納税義務が免除される。」というものであります。 徴収猶予を受けるための要件といたしましては、一つ目として「農地等を取得した日における年齢が18歳以上であること」、二つ目として「農地等を取得した日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと」、三つ目として「農地を取得した日以降、速やかに農業経営を行うと認められること」とされております。 本案は、新たに不動産取得税の徴収猶予を受けようとする者の証明4件であります。贈与者は、議案19ページの一覧表のとおり、茶内西17線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏ほか3名で、受贈者は、それぞれの後継者4名であります。租税特別措置法施行令第40条の6第1項及び第5項の規定により、「贈与者及び受贈者の要件」に該当することを証明し、同法施行規則第23条の7第2項の規定に基づく書類を提出しようとするものであります。 以上、提案の理由その内容を御説明申し上げましたので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。
議 長		事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員		(質疑なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員		(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 3 号平成 27 年浜中町農業委員会委員選挙人名簿の調製
についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第 3 号平成 27 年浜中町農業委員会委員選挙人名簿の調製について、提案
の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項では、「市町村の農業委員会は、政
令の定めるところにより、第 8 条第 1 項に規定する者の申請に基づき、毎年 1 月
1 日現在によりその選挙資格を調査し、農業委員会委員選挙人名簿を調製しなけ
ればならない。」とされております。

この選挙人名簿の調製とは、毎年 12 月に町の選挙管理委員会より、各農業者
へ送付された「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」の提出を受け、農業委員
会が選挙資格の有無を審査し、意見を付して 1 月 31 日までに選挙管理委員会に
送付するものであり、選挙管理委員会はその後、2 月 20 日までに選挙人名簿を
調製し、2 月 23 日から 15 日間縦覧に供し、3 月 31 日に名簿を確定させ、確
定された名簿は、翌年の 3 月 30 日までに据え置かれることになっております。

また、選挙資格の有無を判断する要件としましては、1 点目として「農業委員
会の区域内に住所があること」、2 点目として「年齢が 20 歳以上であること」、
以上の 2 点は必須条件であり、次の 3 点目に掲げる「農業の従事状況」について
は、次の三つの内、いずれかに該当すればよいとされております。

その一つ目として、① 30 アール以上の農地につき耕作の業務を営む者、二つ
目として、① と同居する親族またはその配偶者で、年間概ね 60 日以上耕作に従
事する者、三つ目として、30 アール以上の農地につき耕作の業務を営む農業生
産法人の組合員、社員または株主であって、年間概ね 60 日以上耕作に従事して
いると農業委員会が認めた者とされております。

次に、お手元に配布の選挙人名簿登載申請書一覧表について御説明申し上げま
す。

議案提案時における選挙人名簿登載者数の状況であります。新たに登載され
ようとする者は〇〇名、前年登載され、本年登載されない者は〇〇名、内訳とい
たしましては、耕作日数が足りない者〇名、法人からの離職〇名、死亡〇名、転
居・転出等により同居しなくなった者〇名で、この結果、本年登載されようとする
者の総数は〇〇〇名となります。

なお、地区別有権者数一覧表は、地区ごとの世帯数、有権者数の状況を示して
おりますが、選挙人名簿の審査にあたっては、番号 1 から順次実施したいと思い
ますので、よろしくお願いいたします。

		以上、提案の理由を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。
農 政 係 長		(詳細説明あるも省略)
議 長		事務局より提案理由の説明が終わりました。 それでは、これから、地区ごとに確認をしていきたいと思います。 まず、2 ページの茶内福島から、4 ページの6 4 番、茶内市街地区まで、いかがでしょうか。
農 政 係 長		〇〇〇〇〇〇〇の〇〇さんですが、今年度は申請書に名前が記載されておりましたが、6 0 日以上働いているという情報がありますので、担当地区の委員に再度確認をいただきたいのですが、よろしいでしょうか。
議 長		嵯峨委員、御確認の上、事務局に報告願います。
嵯 峨 委 員		了解いたしました。
議 長		次に、4 ページの6 5 番、秩父内から、6 ページの1 5 0 番、桜ヶ岡まで、いかがでしょうか。
職 務 代 理		〇〇〇〇さんについては、春に研修先から帰ってきて〇〇〇〇〇〇〇〇〇に就職予定とのことですので、名簿から外してよろしいかと思います。
議 長		次に、7 ページの1 5 1 番、共栄から、9 ページの2 3 1 番、昭和まで、いかがでしょうか。
穴 吹 委 員		〇〇地区の〇〇さんと〇〇地区の〇〇さんについては、営農されていない様子ですので、確認し事務局に報告します。
議 長		次に、9 ページの2 3 2 番、萩の里から、1 2 ページの3 0 2 番、西円まで、いかがでしょうか。
橋 場 委 員		〇〇地区の〇〇 〇さんについても、営農日数を確認し事務局に報告します。
議 長		次に、1 2 ページの3 0 3 番、和親から、1 3 ページの3 5 0 番、拓北まで、いかがでしょうか。

各	委	員	(特になしの声)
議		長	次に、１３ページの３５１番、南部から、１６ページの４４９番、真栄まで、いかがでしょうか。
農	政	係	長
			〇〇地区の〇〇さんについては、搾乳作業は〇〇〇〇の経営の下で行っており、本人名義での経営は牧草収穫のみですので、御家族が、その牧草収穫作業に６０日以上携わっているかどうかの確認をお願いいたします。
議		長	面積からいっても、本人以外に御家族が収穫作業に６０日以上携わっているとは思われませんので、名簿から除外するということによろしいでしょうか。
各	委	員	(異議なしの声)
議		長	異議なしと認めます。 よって、名簿登載は本人のみといたします。 同じようなケースが〇〇地区でも〇件ございますが、こちらについても同様に扱うことといたします。 次に、１７ページの４５１番、新行から、２２ページの６０８番、中央まで、いかがでしょうか。
各	委	員	(特になしの声)
議		長	次に、２２ページの６０９番から、２３ページの６３６番、厚陽について、いかがでしょうか。
各	委	員	(特になしの声)
議		長	次に、２３ページの６３７番、恵茶人から、最後のページまで、いかがでしょうか。
各	委	員	(特になしの声)
議		長	それぞれの地区の確認が終わりました。 再度確認を依頼された委員につきましては、名簿の提出期限もありますので、

		確認後は速やかに事務局に報告願います。 皆さんからの報告後、確認された事項を踏まえ、新たに名簿を調製し、浜中町選挙管理委員会に送付したいと思いますが、これに御異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第3号は、再度確認された事項を踏まえ、新たに名簿を調製し、浜中町選挙管理委員会へ提出することに決定いたしました。
		日程第11 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。
事 務 局 長		次回総会日程については、2月26日、木曜日、午前10時開催を提案いたします。
議	長	事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、2月26日、木曜日、午前10時からということでよろしいでしょうか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議がないようなので、次回総会日程については、2月26日、木曜日、午前10時からに決定いたしました。 以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。 これで、第7回浜中町農業委員会総会を終了いたします。 御苦労さまでした。

閉会時刻 午後4時10分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅 原 順 一

浜中町農業委員会

10番 白 川 英 之

浜中町農業委員会

12番 堀 金 澄 恵

農地法第3条調査書

調査日：平成27年1月15日

第7回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号1 (賃貸借)

譲受人	(〇)〇〇〇〇〇〇〇〇	譲渡人	〇 〇 〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	嵯峨委員				
		判断の理由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		譲受人の経営農地は約〇〇〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)		農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない

農地法第3条調査書

調査日：平成27年1月15日

第7回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号2 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	穴 吹 委 員				
		判 断 の 理 由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		譲受人の経営農地は約○○ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)		農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない

農地法第3条調査書

調査日：平成27年1月15日

第7回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号3 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	穴 吹 委 員				
		判 断 の 理 由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		譲受人の経営農地は約〇〇ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)		農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない

農地法第3条調査書

調査日：平成27年1月15日

第7回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号4 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	穴 吹 委 員				
		判 断 の 理 由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		譲受人の経営農地は約○○○ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)		農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない

農地法第3条調査書

調査日：平成27年1月15日

第7回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号5 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	穴 吹 委 員				
		判 断 の 理 由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		譲受人の経営農地は約〇〇ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)		農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない

農地法第3条調査書

調査日：平成27年1月15日

第7回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号6 （賃貸借）

譲受人	〇〇 〇〇〇	譲渡人	〇〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	穴 吹 委 員				
		判 断 の 理 由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		譲受人の経営農地は約〇〇ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)		農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない

農地法第3条調査書

調査日：平成27年1月15日

第7回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号7 (賃貸借)

譲受人	(〇)〇〇〇〇〇〇	譲渡人	〇〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	穴 吹 委 員				
		判 断 の 理 由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		譲受人の経営農地は約〇〇〇ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)		農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない

農地法第3条調査書

調査日：平成27年1月15日

第7回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号8 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	穴 吹 委 員				
		判 断 の 理 由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		譲受人の経営農地は約○○ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)		農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない